平成２２年（フ）第１１４号
新潟県村上市春木山1206番地
債務者　齋藤　市代
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１１８号
新潟県胎内市東牧136番地158
債務者　渡邊　利博
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２１号
新潟県新発田市住吉町３丁目５番22号　ファミール住吉205
債務者　星　　友子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２３号
新潟県胎内市苔実1252番地
債務者　髙井　謙一
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２６号
新潟県村上市牧目614番地
債務者　田中　伸子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３４０号
和歌山市木ノ本687番地の11
債務者　南泉　政美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３９２号
和歌山県橋本市胡麻生247番地
債務者　仲谷　佳紀
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４１０号
和歌山県岩出市溝川251番地　109号
債務者　山﨑　祐次
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２３号
和歌山市吐前262番地の６
債務者　田村けい子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２９号
和歌山市中之島1763番地　メゾンノエル202
債務者　喜孚ミチヨ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３３号
和歌山県岩出市金池164番地の４
債務者　上野　綾華
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３７号
和歌山県紀の川市打田1236番地３　杉本住宅103号
債務者　稲丸　邦明
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３８号
和歌山市三沢町４丁目10番地の１　平成団地402号
債務者　岡田　利昭
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４７号
和歌山市松江北２丁目２番５―1209号
債務者　木村　ユミ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４９号
和歌山市福町20―２　ハイツフローラル福町401号、住民票上の住所京都市右京区太秦海正寺町14番地６
債務者　櫻井　祥司
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５０号
和歌山県海草郡紀美野町小畑652番地
債務者　西村　　修
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５１号
和歌山県海草郡紀美野町小畑652番地
債務者　西村　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５２号
和歌山県海南市鳥居194番地１
債務者　中村　泰己
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係